

個人情報保護委員会（第18回）議事概要

- 1 日時：平成28年9月16日（金）10：30～12：00
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、熊澤委員、丹野委員、
手塚委員、加藤委員、大滝委員、宮井委員
其田事務局長、福浦総務課長、山本参事官、坂巻参事官、
小川参事官

4 議事の概要

- (1) 議題1：個人情報保護法施行令（案）及び施行規則（案）について
事務局から、資料1-2に基づき説明を行った。

丹野委員から「今回のコメントの多さに事業者及び消費者の全体の関心の高さを実感した。個人識別符号や要配慮個人情報の定義について、消費者団体から一定の評価を頂いたものと認識している。今後とも、技術の進歩や事業者の自主的な取組の状況に応じて、不断の見直しを行っていく必要がある」という旨の発言があった。

手塚委員から「匿名加工情報は今回の法改正の重要な部分だと思うが、今回のパブリックコメントを見ても、事業者の創意工夫や実態に合わせた柔軟な対応が可能なルールになったと思う。今後、ガイドラインや事務局レポート等により利活用をサポートする必要がある」という旨の発言があった。

宮井委員から「第三者提供における確認・記録義務について、国会審議の際にも過度な負担とならないようにとの議論があったが、事業者に配慮した使いやすいルールとなっており、一定の理解が得られるものと思うが、ガイドライン等で分かりやすい説明を心がけたい」という旨の発言があった。

加藤委員から「高齢化社会にあっては医療・介護の連携が重要になっている。診療情報等について、要配慮個人情報となることは個人の権利利益保護の観点から望ましいが、医療・介護の現場の混乱は避けなければならないので、現場に即した取扱いが必要であり、引き続き検討していきたい」という旨の発言があった。

大滝委員から「パブリックコメントで寄せられた疑問については、ガイドライン、Q&Aで分かりやすく示していくことが求められており、ルールの全体像を完成させる必要がある」という旨の発言があった。

熊澤委員から「外国の企業や団体からもコメントが寄せられており、国際的にも注目されていると感じる。今後、様々な場で、我が国の取組を国際的に発信し、国際的な理解を深めていきたい」という旨の発言があった。

阿部委員から「施行令・規則の内容は、国際的な動向に配慮しながら、我が国の社会通念や歴史的背景等を踏まえた適切なものとなっていると思う。引き続き、経済・社会情勢の変化に応じた不断の見直しが必要である」とい

う旨の発言があった。

堀部委員長から「法の趣旨や国会審議の内容、これまでの委員会における各委員の意見等を踏まえ、個人情報の保護と利活用のバランスのとれたルールができたと思う」という旨の発言があった。

原案のとおり了承され、閣議請議等の手続を進めていくこととなった。

(2) 議題2：関東ITソフトウェア健康保険組合、東京実業健康保険組合及び東京都情報サービス産業健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書について

事務局から、特定個人情報保護評価指針に定める「審査の観点」及び「審査の観点における主な考慮事項」に基づき、関東ITソフトウェア健康保険組合、東京実業健康保険組合及び東京都情報サービス産業健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書の特定個人情報保護評価指針への適合性及び妥当性について審査した結果に関する説明を行った。

本評価書について承認され、各組合に対し、評価書が承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等について通知することとなった。

(3) 議題3：情報連携の対象となる独自利用事務の事例の拡大について

事務局から、資料に基づき説明を行った。事例の拡大について、原案のとおり決定された。

(4) 議題4：その他

事務局から、地方公共団体等による定期的な報告に関する規則のパブリックコメント実施について説明を行った。

原案のとおり了承され、パブリックコメントを実施することとなった。

以上